

○ 国土交通省環境行動計画改定案

柱 1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目 1-1 低炭素都市づくりの推進

具体的な施策	指標
<p>集約型都市構造など低炭素都市づくりの実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集約型都市構造の実現 都市機能（居住、公共公益施設、商業等）のまちなかへの集積促進。 都市・地域総合交通戦略に基づく施策・事業の総合支援。 ● 低炭素まちづくりの推進 低炭素まちづくり計画の作成を支援するとともに、計画に基づく都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進、エネルギーの効率的利用や緑地の保全・創出等の取組を支援 ● エネルギー的利用の推進 都市開発などの機会を捉え、地区レベルでのエネルギー的利用を推進。 ● 地区・街区レベルでの包括的な都市環境対策の推進 集約型都市構造の実現に資する拠点市街地等において、地区・街区レベルにおける官民共同の包括的な都市環境対策にかかる取組を総合的に推進する。 ● 都市の低炭素化のための下水熱利用の推進 下水熱を活用した地域冷暖房や道路融雪等の導入を支援することで、エネルギー消費を削減するとともに、良好な都市環境形成を促進する。下水熱利用技術開発支援、熱需要者・供給事業者のマッチング、アドバイザー等による案件形成支援を行う。 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①立地適正化計画を作成する市町村の数 【平成 27 年度 1 市町村 ⇒ 平成 32 年度 150 市町村】 ②公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 【平成 26 年度 90.5% ⇒ 平成 32 年度 90.8%（三大都市圏）】 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の都市開発が予定される拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムが導入される地区数（災害対応拠点を含む） 【平成 26 年度 0 地区 ⇒ 平成 32 年度 15 地区】 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水熱利用実施箇所数 【平成 27 年度 15 箇所 ⇒ 平成 32 年度 30 箇所】
<p>新築住宅・建築物の省エネ化による低炭素都市づくりの実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ● （後掲 1-7）低炭素建築物等の普及促進 ● （後掲 1-7）住宅の省エネ促進のための税制措置 ● （後掲 1-7）省エネ性能の優れた住宅・建築物に対する支援 ● （後掲 1-7）社会資本整備総合交付金を活用した地域の創意工夫による省エネ住宅等の普及促進 	

<ul style="list-style-type: none"> ● 官庁施設における木材利用の推進 木材利用による建設時のCO₂発生抑制、木材の炭素固定等により、地球温暖化防止に資することに鑑み、木造の技術基準等の整備を行うとともに、官庁施設の木造化や内装等の木質化を推進する等により、公共建築物における木材利用を促進する。
<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道環境イニシアティブの推進 北海道の優れた資源・特性を活かし、多様な主体との連携・協働により、我が国の環境政策の先駆的取組としてモデルとなる施策を展開。
<ul style="list-style-type: none"> ● まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化 低炭素社会の実現に向けて、まち・住まい・交通の一体的な創蓄省エネルギー化を推進するため、都市規模、地域特性等に応じたモデル構築を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ● (後掲 4-1) 多様な水源の確保

項目 1-2 環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進

具体的な施策	指標
<p>自動車単体対策による低炭素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境対応車の普及促進等 環境性能に優れた自動車に対する導入補助や税制優遇等の活用により環境対応車の普及を促進する。また、大型車分野における低炭素化・排ガス低減等を実現するため技術開発を促進する。 ● 自動車の燃費の改善 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく燃費基準及び環境性能に優れた自動車に対する税制優遇により、燃費性能の高い自動車の普及及び燃費改善に向けた技術革新等を促進。 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新車販売に占める次世代自動車の割合 【平成 24 年度 19.7% ⇒ 平成 32 年度 50%】 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃費基準に対する新車平均燃費達成率 ガソリン乗用自動車 【平成 24 年度 95.56% ⇒ 平成 32 年度 100%】 小型貨物車 【平成 24 年度 79.33% ⇒ 平成 34 年度 100%】
<ul style="list-style-type: none"> ● エコドライブ等の推進 ふんわりアクセル「eスタート」、自分の車の燃費を把握する等エコドライブの普及・推進を図る。そのため、関係 4 省庁（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）によるエコドライブ普及連絡会を中心とした広報活動等により、エコドライブの普及促進のための環境整備を行う。 	

項目 1-3 交通流対策の推進

具体的な施策	指標
<p>道路ネットワークを賢く使う交通流対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ETC2.0 等を活用した道路を賢く使う取組の推進 ETC2.0 を活用したビッグデータ等の科学的な分析に基づく渋滞ボトルネック箇所へのピンポイント対策など道路を賢く使う取組を推進する。 ● 路上工事の縮減 工事の共同施工や集中工事、共同溝の整備等に 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の利用率 【平成 25 年度約 16% ⇒ 平成 42 年度約 18%】 ・三大都市圏環状道路整備率（新） 【平成 26 年度 68% ⇒ 平成 32 年度 約 80%】

<p>より路上工事の縮減を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開かずの踏切等の対策 「開かずの踏切」、「交通が集中する踏切」等の解消を推進。 ● 自転車利用環境の整備・支援 車道通行を基本とした自転車通行空間の整備等を推進し、自動車から自転車への利用の転換を促進。 ● 効率的な物流ネットワークの強化 迅速かつ円滑な物流の実現、国際競争力の強化、交通渋滞の緩和等を図るため、三大都市圏環状道路を重点的に整備するとともに、空港・港湾等の輸送モード間（物流モーダルコネクト）を強化する。 また、ダブル連結トラックの導入や特殊車両通行許可の迅速化等によりトラック輸送の省人化、効率化を推進する。 	
<p>道路施設の低炭素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● LED道路照明灯の整備 道路照明灯の新設及び更新にあたり、省エネルギー化に向けLED道路照明灯の整備を推進する。 ● 道路橋の長寿命化 損傷が深刻化してから大規模な修繕を実施する事後保全型維持管理から、損傷が軽微なうちに補修を行う予防保全型維持管理へ転換し、道路ストックの長寿命化を推進する。 	

項目 1-4 公共交通機関の利用促進

具体的な施策	指標
<p>鉄道・バス等の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通機関の利用促進 LRT、BRT の整備、鉄道駅等のバリアフリー化、さらには交通系 IC カードやバスロケーションシステムの導入を推進することにより公共交通機関の利用促進を図る。また、エコ通勤の普及等モビリティ・マネジメントを推進することにより公共交通機関の利用促進を図る。 ● 官民連携によるモーダルコネクトの強化 高速バスネットワークの強化を図るため、SA・PA の乗継拠点整備、高速バスストップにおけるパークアンドライドを推進するとともに、立体道路制度の拡充により鉄道等との乗継強化の取組を官民連携で推進し、交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化を図る。また、地域バスの利用環境の向上に向けた、タウン・モビリティマネジメント、バス待ち環境の改善、 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用自動車から公共交通機関への乗換輸送量 【平成 25 年度 17 億人キロ ⇒ 平成 32 年度 97 億人キロ ⇒ 平成 42 年度 163 億人キロ】

道の駅のデマンドバスやカーシェアの乗継拠点化、BRT 等による輸送効率化・省人化などの取組を官民連携で推進する。	
--	--

項目 1-5 物流の効率化等の推進

具体的な施策	指標
<p>物流拠点の低炭素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 港湾における総合的な低炭素化の推進 省エネルギー設備等の導入支援、静脈物流に関する海運を活用したモーダルシフト・輸送効率化の推進、再生可能エネルギーの導入円滑化及び利活用等の推進、CO2 吸収に資する港湾緑地の整備や藻場等の造成に取り組む。 ● 物流施設における環境負荷の低減 物流施設における省エネ設備、機器の導入を促進するとともに、改正物流総合効率化法に基づき、保管、荷捌き、流通加工を行う物流施設にトラック予約受付システムの導入などの輸送円滑化措置を講じ、配送網を集約するとともに、待機時間のないトラック輸送を行う事業を促進することによって、物流施設における環境負荷の低減（CO2 排出量の削減）を図る。 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾における省エネルギー型荷役機械の導入の推進による CO2 排出削減量（新） 【平成 25 年度比 ⇒ 平成 32 年度 0.73 万 t】 ・ 省エネ型自然冷媒機器の導入件数 【平成 26 年度 446 件 ⇒ 平成 32 年度 3100 件（⇒ 平成 42 年度 7800 件）】 ・ 燃料電池フォークリフトの導入件数 【平成 23 年度 0 件 ⇒ 平成 32 年度 500 件（⇒ 平成 42 年度 2500 件）】
<p>物流の効率化による低炭素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● （再掲 1-3）効率的な物流ネットワークの強化 ● 宅配便再配達削減 宅配ボックスの整備等を通じた、駅・コンビニ等での受取方法の多様化を促進し、宅配便再配達削減に資する取組を支援することにより、宅配便再配達の削減を図る。 ● 港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減 国際海上コンテナターミナルや、国際物流ターミナル、複合一貫輸送に対応した国内物流拠点を整備することで、貨物の陸上輸送距離を削減し、二酸化炭素排出量の削減を図る。 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減に伴う CO2 排出削減量 【平成 25 年度比 ⇒ 平成 32 年度 約 96 万 t】
<p>トラック輸送の効率化による低炭素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● トラック輸送の効率化 トラック車両の大型化、自営転換の推進、共同輸配送の推進等によるトラック輸送の効率化を推進。 グリーン物流パートナーシップ会議を通じた荷主と物流事業者の協働による取組の推進。 ● （再掲 1-2）環境対応車の普及促進等 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量 24t 超 25t 以下の車両の保有台数 【平成 25 年度 182,300 台 ⇒ 平成 32 年度 191,600 台（⇒ 平成 42 年度 192,200 台）】 ・ トレーラーの保有台数 【平成 25 年度 98,700 台 ⇒ 平成 32 年度 103,300 台（⇒ 平成 42 年度 103,600 台）】 ・ 営自率

	<p>【平成 25 年度 86.3% ⇒ 平成 32 年度 87.1% (⇒ 平成 42 年度 87.1%) 】</p> <p>※営業自率については直近の実績値の平均値を目標値とした</p>
<p>トラック輸送から鉄道・海運へのモーダルシフトの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モーダルシフト等の推進 改正物流総合効率化法の枠組みも活用しながら、荷主、物流事業者等の関係者によって構成される協議会が策定するモーダルシフトに係る計画の策定経費、運行経費、31フィートコンテナ等の大型コンテナ、鮮度保持技術を高度化した冷蔵・冷凍コンテナ、旅客鉄道を活用した新たなモーダルシフトに資する設備等の購入経費等の一部について補助、国際海上コンテナの鉄道輸送に向けた低床貨車の開発等を行うことにより、CO2 排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトを推進するとともに、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止及び低炭素型の物流体系の構築を図る。 また、『エコレールマーク』『エコシップマーク』に係る取組を推進し、更なる普及を図る。 ● グリーン物流パートナーシップ会議の活用を通じた CO2 排出削減の取組推進の推進 荷主・物流事業者等の関係者の連携による、地球温暖化対策等の持続可能な物流体系の構築に顕著な功績があった取組への表彰や優良事例の紹介等を行う。 ● 海運グリーン化総合対策 エコシップマークの活用や内航海運のさらなる省エネに向けた推進施策の検討等を通じ、トラック輸送から内航海運へのモーダルシフトの促進を図るとともに、環境低負船などの省エネに資する船舶の普及促進を通して海運グリーン化を促進する。 ● (再掲 1-5) 港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減 ● (再掲 1-5) 港湾における総合的な低炭素化の推進 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道による貨物輸送量 【平成 24 年度 187 億トンキロ ⇒ 平成 32 年度 221 億トンキロ】 ・ 内航海運による貨物輸送量 【平成 24 年度 333 億トンキロ ⇒ 平成 32 年度 367 億トンキロ】 ・ 静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進による CO2 排出削減量 【平成 25 年度比 ⇒ 平成 32 年度 1.52 万 t】

項目 1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進

具体的な施策	指標
<p>鉄道・船舶・航空における低炭素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道のエネルギー消費効率の向上 VVVF機器搭載車両、蓄電池車両やハイブリッド車両等のエネルギー効率のよい車両の導入や鉄道施設への省エネ設備の導入等を促進する。 ● 省エネに資する船舶の普及促進 革新的な省エネルギー技術を導入した省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図る。 ● 航空における低炭素化の促進（航空交通システムの高度化、エコエアポートの推進、代替航空燃料の普及促進） 航空管制の高度化等運航の効率化の推進、事業者等と協調した空港の整備・管理運営に伴う環境負荷低減のための施策を「エコエアポート」として一体的に推進することにより、航空のエネルギー消費効率の向上を図る。あわせて、我が国における代替航空燃料実用化に向けた取組を推進することにより、航空分野の低炭素化を促進する。 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用に係る原単位の改善率 【平成 24 年度 100 ⇒ 平成 32 年度 92.2（平成 42 年度 83.4）】 【指標】 ・内航海運の CO2 排出削減量 【平成 25 年度 1,069 万 t-CO2 の排出量から平成 42 年度に 157 万 t-CO2 削減する。】 【指標】 ・CO2 排出量÷有償トンキロ 【平成 25 年度 1.3977kg-CO2/トン・km ⇒ 平成 32 年度 1.3495kg-CO2/トン・km ⇒ 平成 42 年度 1.2835kg-CO2/トン・km】

項目 1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

具体的な施策	指標
<p>住宅・建築物の省エネ性能の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進 建築物省エネ法に基づく建築物の省エネ基準への適合義務および省エネ措置の届出による省エネ住宅・建築物の供給促進。 ● 住宅・建築物のエネルギー性能の表示制度の開発・普及 建築物省エネ法に基づく表示、住宅性能表示制度の普及および環境性能評価手法（CASBEE）の開発・普及を推進。 ● 長期優良住宅の普及促進 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅の認定制度により、長期にわたり使用可能な質の高い住宅を普及促進する。 ● 低炭素建築物等の普及促進 エコまち法に基づく低炭素建築物の認定制度により、認定低炭素建築物の普及を図り、住宅・建 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅・建築物の省エネ基準適合率 ・新築建築物（床面積 2,000 m²以上）における省エネ基準適合率 【平成 25 年度 93% ⇒ 平成 32 年度 100% ⇒ 平成 37 年度 100%】 ・新築住宅の省エネ基準適合率 【平成 25 年度 52% ⇒ 平成 32 年度 100% ⇒ 平成 37 年度 100%】

建築物の低炭素化を促進。

- **省エネ性能の優れた住宅・建築物に対する支援**
 - ① 住宅・建築物省 CO2 先導事業
省エネ・省 CO2 や木造・木質化による低炭素化、健康、災害時の継続性、少子化対策等に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを支援。
 - ② 既存建築物省エネ化推進事業
建築物ストックの省エネ改修等を促進するため、民間等が行う省エネ改修工事・バリアフリー改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示することを要件に支援。
 - ③ 地域型グリーン化推進事業
中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取り組み。
 - ④ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
既存住宅の劣化対策、省エネ性能の向上等、住宅ストックの総合的な質の向上を図る長期優良住宅化リフォーム。
- **省エネ性能等に優れた木造住宅の供給促進**

林業等の産業と連携した地域の木造住宅市場の活性化や中小住宅生産者の技術力の向上等の取組を推進。
- **社会資本整備総合交付金を活用した地域の創意工夫による省エネ住宅等の普及促進**

公営住宅の省エネ性能の向上を図る観点から、省エネ改修等の公営住宅ストック総合改善事業について助成を行うほか、提案事業として、省エネ住宅等の普及促進に資する施策に対して助成する。
- **住宅・建築物のエネルギー消費量低減技術の効果実証と評価ツールの開発**

住宅・建築物は使用条件が複雑多様であり、省エネルギー技術の導入効果を正確に予測することは一般に考えられているほど簡単なものではない。そこで、実証実験及び実使用条件下での性能検証を中心として、この課題を克服し、設計内容から省エネルギー効果を正確に推定する手法を開発し、そのノウハウの普及のための設計方法書等のツールを開発する。
- **住宅の省エネ促進のための税制措置**
 - ① 一定の基準に適合する認定低炭素住宅及び認定長期優良住宅に係る所得税、登録免許税等について、一般の住宅に比べ更に軽減する特例措置を実施する。借入金の有無にかかわらず適

<p>用を受けることのできる、一定の基準に適合する認定住宅に係る所得税の特例措置（投資型減税）を実施する。</p> <p>② 一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事等に充てた借入金を有する場合の所得税額の控除額に対する特例措置及び一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の固定資産税の減額措置を実施する。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の所得税の特例措置（投資型減税）を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度による省エネルギー性に優れた住宅の誘導 証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度において、省エネルギー性等の観点から良質な住宅の取得を金利引下げにより支援 ● 長期優良住宅に対応した住宅ローンの実施 長期優良住宅に対応した民間住宅ローンの開発を促進する観点から、住宅金融支援機構の証券化支援業務について、償還期間の設定を最長50年とする制度（フラット50）。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 航路標識の自立型電源化 商用電源を利用する航路標識の電源について、太陽光発電の導入整備を推進する。 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航路標識の自立型電源導入率 【平成24年度84% ⇒ 平成28年度86%】
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備 環境負荷の低減及び周辺の保全に配慮した官庁施設を整備する。整備にあたっては、環境配慮プロポーザル方式の採用、LED照明器具など高効率な設備機器、太陽光発電、建物緑化の導入等を検討し、空気調和設備のエネルギーマネジメントを行うライフサイクルエネルギーマネジメント（LCEM）手法を活用する。 設備機器等の老朽に伴う更新の際には、エネルギー効率の高い機器等の導入を図る。 	

項目 1-8 下水道における省エネ対策等の推進

具体的な施策	指標
<p>下水道における省エネ対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）による省エネ技術の普及 省エネ性能と下水処理性能を両立させた、省エネ型の下水処理技術の実証、及びガイドライン化等による全国普及展開。 ● 下水処理場における省エネ・省CO2対策の推進 下水処理場における省エネ・省CO2を推進するため、平成28年に策定された排出抑制等指針等を踏まえ、エネルギー消費効率の高い設備の導入、そのための省エネ機器評価制度の創設、IoT等を用いた設備の運転の高効率化、汚泥焼却の高度化等を図る。 <p>（再掲 1-1）都市の低炭素化のための下水熱利用の推進</p>	<p>【指標】</p> <p>① 下水処理場からのエネルギー起源 CO2 排出削減量 【平成25年度比 ⇒ 平成32年度90万t ⇒（平成42年度134万t）】</p> <p>② 下水汚泥焼却炉からのN2O排出削減量 【平成25年度0万t ⇒ 平成32年度50万t ⇒平成42年度78万t】</p>

項目 1-9 建設機械の環境対策の推進

具体的な施策	指標
<p>燃費性能の優れた建設機械の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 燃費性能の優れた建設機械の普及促進 建設機械からのCO2の排出量削減を図るため、2020年度燃費基準を達成した建設機械やハイブリッド機構等の先進的な技術を導入した建設機械の普及を促進する。 	<p>【指標】</p> <p>・燃費性の優れた建設機械の普及率（①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ）</p> <p>【① 平成23年度48% ⇒ 平成32年度84% ⇒平成42年度96%】</p> <p>【② 平成23年度41% ⇒平成32年度72% ⇒平成42年度88%】</p> <p>【③ 平成23年度6% ⇒平成32年度28% ⇒平成42年度46%】</p>

項目 1-10 温室効果ガスの吸収源対策の推進

具体的な施策	指標
<p>都市緑化等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市緑化等の推進 都市公園の整備、道路、港湾等の公共施設における緑化により、温室効果ガス吸収源を確保。また、吸収量の算出方法の精度向上等を検討。 <p>（再掲 1-7）省エネ性能等に優れた木造住宅の供給促進</p>	<p>【指標】</p> <p>・都市緑化等による温室効果ガス吸収量 【平成25年度110万t ⇒ 平成32年度119万t ⇒平成42年度124万t】</p>

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

項目 2-1 海洋再生可能エネルギー利活用の推進

具体的な施策
<p>海洋再生エネルギーの利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾における洋上風力発電の導入円滑化 港湾は洋上風力発電の導入適地として有望視されているため、占有許可の審査の際の技術的な判断基準となるガイドラインを策定するなど、従来から円滑な導入に向けた取り組みを進めている。平成28年5月、港湾法が改正され港湾区域等の占有の許可の申請ができる者を公募により決定する制度が整備された。本制度の活用により、港湾における洋上風力発電の導入が円滑に進むよう「港湾における洋上風力発電の占有公募制度の運用指針」を策定したところ。今後も本制度の充実・深化等に取り組むなど、港湾における洋上風力発電の円滑な導入の促進を図る。 浮体式・浮遊式の海洋エネルギー利用促進に向けた安全・環境対策 浮体式洋上風力発電施設特有の技術的課題について検討の上、安全ガイドラインを策定しており、その普及促進を図っている。さらに、浮体式・浮遊式の海洋エネルギー（海洋温度差、海流・潮流、波力）を利用した発電システムについても、係留技術や非常時対策などの技術的検討を実施し、安全・環境ガイドラインを策定する。

項目 2-2 小水力発電の推進

具体的な施策	指標
<p>小水力発電の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録制による従属発電の導入促進 従属発電について、許可制に代えて登録制を導入したことにより、農業用水等を利用した従属発電の導入を促進。 小水力発電プロジェクト形成の支援 小水力発電事業者が円滑に河川法の手続きを行えるよう、地方整備局及び河川事務所に設置した窓口を通じ、河川法の申請手続きの相談、河川管理者が調査したデータの提供、先行事例の紹介などにより小水力発電のプロジェクト形成を支援。 小水力発電設備の設置等 直轄管理ダム等においてダム管理用発電を積極的に導入。砂防堰堤について小水力発電の導入を支援。 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直轄、水資源機構の管理するダムにおける管理用発電設備導入による発電増量 【平成26年度から平成32年度までに合計約4,000万kWh/年増量】

項目 2-3 下水道バイオマス等の利用の推進

具体的な施策	指標
<p>下水道バイオマス等の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)による下水道資源の有効利用技術の普及 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水污泥エネルギー化率

<p>下水道資源（下水汚泥、バイオガス、下水処理水、下水熱等）の有効利用技術の実証、及びガイドライン化等による全国普及展開。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道資源の有効利用による創エネ等の推進 下水汚泥のエネルギー利用・肥料利用を推進する。バイオガス利用施設、固形燃料化施設、バイオガスからの水素精製施設等の整備を支援するとともに、下水汚泥固形燃料 JIS 規格の普及、地域バイオマスの利活用に係るガイドラインの策定、下水汚泥の肥料利用に関する好事例等の情報の水平展開等の取組を進める。 ● 下水道における水素利活用の推進 下水汚泥バイオガスからの水素製造・利活用を推進する。水素精製施設等の整備を支援するとともに、水素利活用に係る案件形成支援等の取組を進める。 	<p>【平成 25 年度約 15% ⇒ 平成 32 年度約 30% (⇒平成 42 年度 35%)】</p>
---	--

項目 2-4 インフラ空間を活用した太陽光発電の推進

<p style="text-align: center;">具体的な施策</p> <p>インフラ空間を活用した太陽光発電の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共インフラ空間（官庁施設、下水道、道路、公園、駅舎、港湾、空港等）における太陽光発電設備の導入推進 官庁施設、下水処理場、道路空間、都市公園、鉄道施設、港湾施設、空港施設等において、太陽光発電設備の導入を推進する。

項目 2-5 気象や気候の予測・過去の解析値の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援

<p style="text-align: center;">具体的な施策</p> <p>再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供 再生可能エネルギー発電施設の立地選定のために、風や日射量、海水温などの観測データや過去の気候を精緻に解析したデータを提供していくとともに、気象予測の技術を高度化させ、再生可能エネルギー発電施設の安定運用にも貢献する。 ● （後掲 3-1）気候変動適応策策定に資する監視・予測情報の提供

項目 2-6 国土交通分野の技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進

<p style="text-align: center;">具体的な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 燃料電池自動車に係る基準の整備等 水素スタンドに係る立地規制について、建築基準法上の用途規制の見直しに向けた検討を実施。 ● 水素社会実現に向けた安全対策 燃料電池船に係る海上特有の技術的課題について検討の上、安全ガイドラインを策定する。
--

- **液化水素の海上輸送体制の確立**
液化水素運搬船の建造・就航に向けての安全基準の整備を推進。
- **（再掲 2-3）下水道における水素利活用の推進**

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目 3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

具体的な施策

適応計画の推進及び同計画に基づくハード、ソフト両面からの総合的な適応策の推進

- **「国土交通省の適応計画」の策定・総合的な対策推進**
地球温暖化の進行がもたらす気候変動等により懸念される影響に備えるため、「国土交通省気候変動適応計画」を策定し、同計画に基づき国土交通分野の適応策を推進する。
- **水災害分野における適応策の推進**
地球温暖化に伴う気候変動の影響により、施設能力を上回る外力による水災害が頻発するとともに、極めて大規模な水災害が発生する懸念が高まっていることを踏まえ、「国土交通省気候変動適応計画」等に基づき、比較的発生頻度の高い外力に対し、施設により災害の発生を防止する一方で、施設の能力を上回る外力に対し、施策を総動員して、できる限り被害を軽減する。
- **気候変動がもたらす災害リスクを最小化するための港湾施策**
「気候変動の影響への適応計画」等を踏まえ、引き続き、気候変動に伴う強い台風の増加等による高潮偏差の増大・波浪の強化及び中長期的な海面水位の上昇による浸水被害の拡大、臨海部産業や物流機能の低下の懸念に対して、それらリスクを最小化するための港湾施策を実施する。
- **海岸における気候変動の影響への適応策の推進**
気候変動に伴う強い台風の増加や海面水位の上昇による浸水被害や海岸侵食の深刻化に対し、ハード・ソフトの施策を組み合わせ、高潮等の災害リスク増大の抑制及び海岸における国土の保全を図る。
- **水資源分野における気候変動適応策の推進**
国土交通省気候変動適応計画に基づき、渇水対応タイムラインの作成の促進や、地下水の保全と利用、及び下水処理水や雨水利用の推進等により、比較的発生頻度の高い渇水による被害を防止する対策と、施設の能力を上回る渇水による被害を軽減する対策を推進する。
- **(後掲 4-4) ヒートアイランド対策大綱に基づく取組の推進**
- **北極海航路の利活用に向けた環境整備**
北極海航路の利用動向や課題等の調査を行うとともに、「北極海航路に係る官民連携協議会」等を活用した関係省庁、民間事業者との情報共有や関係国との協議等により、利活用に向けた環境整備を推進する。
- **気候変動適応策策定に資する監視・予測情報の提供**
地球温暖化の緩和策や適応策策定に資するため、温室効果ガス濃度の詳細な分布や気候変動に関する長期的な監視情報を提供するほか、気象庁における最新の数値気象シミュレーション技術を応用して、温暖化の進行に伴うわが国の気候の将来変化予測計算を実施し、大雨等の極端な現象の解析も含め、地域レベルにダウンスケールした詳細な情報を提供する。これらの活動は、世界気象機関(WMO)や気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の枠組を通じた国際貢献にも資する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

具体的な施策	指標
<p>流域関係者連携等による水循環改善等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 流域の総合的かつ一体的な管理 流域において関係する公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携し、健全な水循環の維持又は回復のための施策を地域の実情に応じ段階的に推進するため、流域ごとに流域水循環協議会を設置し、取組の基本方針となる流域水循環計画の策定を推進する。 ● 流域関係者連携による河川等の水質改善の推進 河川管理者や下水道管理者、地方公共団体、流域住民等の流域関係者が連携して実施する清流ルネッサンスⅡ等では、地域協議会を設置し、水環境の悪化が著しい河川等の水質改善に寄与。 また、全国の河川等においてBOD等の環境基準項目を含む水質調査を実施するとともに、地域住民と協働して、水生生物等の簡易的な指標を用いた水質調査や人の感覚による水質評価を実施することにより、地域の河川環境保全に対する関心・理解を醸成。 ● 下水道整備による水環境改善 地域特性を踏まえつつ、下水道の普及、高度処理、再生水利用、合流式下水道の改善等の下水道の整備を推進することにより、流域関係者と連携しつつ河川等の水質改善を実施。 ● ダムの弾力的管理 ダム下流の河川環境の保全等のため、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部を有効に活用するダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を実施する。 ● 水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復 水力発電に伴い河川の流量が著しく減少する減水区間の改善を図るため、発電ガイドラインに基づき、減水区間の解消に努める。 ● 雨水貯留・浸透施策の整備等 特定都市河川浸水被害対策法に基づく、河川・流域指定並びに流域水害対策計画の策定や雨水貯留浸透施設等の整備の実施。また雨水の貯 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 汚水処理人口普及率 【平成25年度89% ⇒ 平成32年度96%】 ② 良好な水環境創出のための高度処理実施率 【平成25年度41% ⇒ 平成32年度60%】 ③ 合流式下水道改善率 【平成25年度73% ⇒ 平成35年度100%】

<p>留・浸透により副次的に健全な水循環の確保にも寄与。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な土砂管理の取組の推進 山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を、関係機関の連携のもと推進する。モニタリングにより土砂動態を把握するとともに、総合土砂管理計画を策定し、透過型砂防堰堤の整備、ダム堆積土砂の下流還元、サンドバイパスによる海岸の侵食対策など、土砂移動の連続性を確保する取組を推進する。 ● ダム貯水池における水質保全対策 ダム貯水池において、冷水放流、濁水長期化、富栄養化等の対策を実施する。 	
<p>水の効率的な利用と有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な水源の確保 地下水の保全と利用、及び下水処理水や雨水利用の推進を行い、健全な水循環を確保するとともに、緊急時にも活用を図る。 ● 官庁施設における雨水利用・排水再利用の推進 官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進する。 	<p>【指標】 国等の新築建築物における雨水利用施設設置率 【平成 27 年度から平成 32 年度 原則 100%】</p>
<p>魅力ある水辺の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 魅力ある水辺の創出 人と水とのふれあいの場として重要である水辺について、子どもたちが安全に水辺に近づける親水護岸の整備等を行い、水や生物にふれられる水辺を活かした環境教育の場として活用。さらに、民間活力を積極的に引き出すための機運の醸成に加えて、創意工夫を促し、既存制度の更なる活用促進等を進めることにより、美しさと風格を備えた魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出。 	<p>【指標】 ・水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合 【平成 26 年度 25% ⇒ 平成 32 年度 50%】</p>

項目 4-2 海の再生・保全

具体的な施策
<p>海域環境の保全・再生・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 良好な海域環境の保全・再生・創出 港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効活用した干潟等の保全、深掘り跡の埋戻しなどによる良好な海域環境の保全・再生・創出を推進する。 ● 油流出事故への対応及び閉鎖性海域における漂流ごみの回収 本邦周辺海域において、大規模油流出事故が発生した場合の油防除体制として、大型浚渫兼油回収船 3 隻を配備（新潟港・名古屋港・北九州港）し、出動後概ね 48 時間以内に現場海域に到着し、防除作

業を行う体制を確立。また、船舶の航行安全の確保や、海洋の汚染を防除するため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海・八代海の閉鎖性海域において、海洋環境整備船 12 隻を配備し、漂流ごみや浮流油の回収を実施。

● **全国海の再生プロジェクト及び官民連携の推進**

閉鎖性海域における環境改善のため、各湾の再生行動計画に基づき、関係省庁及び関係地方公共団体等の連携のもと、総合的な施策を推進する。加えて東京湾においては、行政、大学・研究機関、水産関係、企業、レジャー、NPO/NGO 等多様な関係者で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」等の活動を通し、官民連携・協働による東京湾再生の取組を推進する。

海岸環境の保全

● **海域浄化対策事業の推進**

汚染の著しい海域等において、その原因となっているヘドロ等の除去、放置座礁船の処理等を行い、海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用を図る。

● **豊かで美しい海岸の環境の保全と回復**

名勝で優れた景観、貴重な生物の生息・生育空間等豊かで美しい環境を有する海岸の保全・回復に資する取組を推進する。

● **漂流・漂着ごみ対策**

洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、海岸管理者が緊急的に実施する流木及びゴミ等の処理に対し支援事業を行う。

船舶等の適正な管理による海洋環境保全

● **バラスト水管理の適正化**

船舶バラスト水規制管理条約の内容を適切に実施するため、バラスト水処理設備の承認・設置等のバラスト水管理に関する施策の推進。

● **船舶検査等執行体制の充実**

海洋汚染等防止法に基づく船舶検査等に係る実施体制の一層の充実を図り、船舶からの海洋汚染を防止する。

● **サブスタンダード船対策の推進**

海洋環境保全等の観点から、サブスタンダード船（国際基準を満たさない船）の排除を目的とする外国船舶の監督（ポートステートコントロール：PSC）について、関係諸国との連携を深めつつ強化・重点化し、的確に推進する。

項目 4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

具体的な施策	指標
<p>エコロジカルネットワークの形成に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市における生物多様性の保全の推進 都市における生物多様性を確保するため、地方公共団体における生物多様性の取組を支援し、エコロジカルネットワークの形成等を推進 ● 水と緑のネットワーク形成によるうるおいあ 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画策定割合 【平成 22 年度 33% ⇒ 平成 32 年度 50%】 【指標】

<p>るまちづくり 都市公園の整備、魅力ある水辺空間の創出、雨水貯留浸透施設の整備等により、水と緑のネットワークを形成し、都市のうるおいあるまちづくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 流域連携の広域化による生態系ネットワーク形成 円山川におけるコウノトリの野生復帰等、地域の多様な主体（自治体、市民、河川管理者、農業関係者等）が連携した生態系ネットワーク形成の取組の先進事例を検証し、そのノウハウを基に、他地域へ展開。まずは野田市をはじめとする関東地域や斐伊川流域等において、国土交通省が中心となってネットワーク形成を推進 ● 河川環境の整備と保全（多自然川づくり） 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を推進。また、過去の開発等により失われた多様な生物の生息・生育環境である湿地について、地域の多様な主体と連携しつつ、再生等を推進する。 ● 都市と緑・農の共生するまちづくりに関する検討 緑地・農地と調和した良好な都市環境・景観の形成などを促進するための方策を検討する。 ● 都市における生物多様性の確保に資する緑地の保全・創出方策 都市における様々な緑地に生息する生物種の構成を明らかにするとともに、公共施設やその周辺に生息する生物に関し、生息適地の予測手法、連続性確保の技術及び観測手法に係る開発・調査を実施する。 ● 集約型都市構造の実現と連携した広域的な水と緑のネットワーク形成 都市のコンパクト化により生じる空地等の持続的な土地利用を促す視点も踏まえ、大都市圏における近郊緑地保全制度等を活用した広域的な水と緑のネットワークの形成を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市域における水と緑の公的空間確保量 【平成24年度 12.8人/㎡ ⇒ 平成32年度 14.1人/㎡】 【指標】 ・河川を軸とした広域的な生態系ネットワークの構築に向けた協議会の設置及び方針・目標の決定 【平成26年度 38% ⇒ 平成32年度 100%】 【指標】 ・特に重要な水系における湿地の再生の割合 【平成26年度 48% ⇒ 平成32年度 70%】
<p>自然環境が有する機能の積極的活用に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● グリーンインフラに関する取組の推進 社会資本整備や土地利用において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用するグリーンインフラの考え方や手法に関する検 	

<p>討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 里山砂防の推進 過疎化などの社会環境の変化で里山地域などは、流域の荒廃が進み、土砂や流木による土砂災害のおそれが増加している。砂防堰堤の整備などの対策に加え、山腹保全工や支障木の伐採・搬出などの面的対策について地域住民の参画を図りつつ推進する。里山地域の土砂災害からの安全を図るのと併せ、自然環境豊かで災害に強い地域づくりを推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ● 国土利用計画等に基づく持続可能な国土管理の推進 本格的な人口減少社会において、自然との共生等を促進する効果も有する適切な国土管理を目指し、複合的な施策や国土の選択的な利用等の推進について、事例収集等を通じた情報提供や普及啓発を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ● ダム整備にあたっての環境配慮（環境アセス等） ダム事業の実施にあたって、事前の環境調査を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響について検討し、適切な環境保全措置を講じる。
<ul style="list-style-type: none"> ● 湖沼調査 自然環境把握のための基礎情報として、湖沼の地形データを、最新測量技術を用いて保全・利用ニーズを勘案しつつ順次更新・高度化するとともに、電子国土基本図を通じて広く提供する。
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域性植物を用いた緑化技術 平地やのり面の緑化とその管理を実施するにあたり、施工を行う地域における在来植物の種子等について、採取と栽培のサイクルの中で必要数量を確保のうえ組み合わせることにより、生物多様性の確保や外来種対策を踏まえた需要に応じる緑化技術を開発する。
<ul style="list-style-type: none"> ● 外来種被害防止の取組実施 外来種被害防止行動計画（平成 27 年 3 月環境省、農水省、国交省作成）に基づき、河川における外来種対策の必要性の普及啓発、地域生態系の保全に配慮した法面緑化、海防法に基づくバラスト水排出対策等の取組を推進する。

項目 4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化

具体的な施策	指標
<p>ヒートアイランド対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ヒートアイランド対策大綱に基づく取組の推進 「ヒートアイランド対策大綱」に記載のある国土交通省の各種施策を総合的に実施する。 ● 屋上等の緑化の推進 屋上緑化、壁面緑化等の推進によるヒートアイランド現象の緩和。 緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度の活用による民有地を中心とした緑化の推進。 住宅・建築物の整備に関する各種事業において、敷地の緑化等への補助等を実施。 ● ヒートアイランド対策及び沿道環境対策の充実強化 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化施工面積 【平成 25 年度比 ⇒ 平成 32 年度 80.9ha ⇒ 平成 42 年度 118.1ha】

<p>道路緑化等の総合的な道路区間の温度上昇抑制対策に向けた取組を推進するとともに、緑陰の提供により快適な歩行空間を形成する。</p> <p>環境基準を達成していない地域を中心に、沿道環境の改善を図るため、バイパス整備や交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置等を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (再掲 1-2) 環境対応車の普及促進等 ● 打ち水の実施による国民へのヒートアイランド問題の意識向上 官民の協調により「打ち水大作戦」を全国で展開。「打ち水」を実施することで、水循環の重要性への関心を高め、水の二次利用等の促進、ヒートアイランド対策など環境問題に対する意識の向上を図る。 ● (再掲 4-1) 多様な水源の確保 ● (再掲 1-1) 集約型都市構造の実現 	
<p>その他大気環境の改善等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 沿道環境対策の充実強化 環境基準を達成していない地域を中心に、沿道環境の改善を図るため、バイパス整備や交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置等を推進。 ● 空港周辺環境の改善 航空機騒音の環境基準を達していない空港の周辺住民の生活環境を改善するため必要な処置を行う。 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港周辺の環境基準の屋内達成率 【平成 25 年度 95.1% ⇒ 平成 28 年度 95.3% ⇒ 平成 32 年度 94.5%】

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目5-1 建設リサイクルの推進

具体的な施策	指標
<p>建設リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設リサイクルの推進 「建設リサイクル推進計画2014」に位置づけた各種施策を実施し、建設リサイクルの推進を図る。 (主な施策) ・ 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化 ・ 建設副産物物流のモニタリング強化 ・ 建設副産物の発生抑制強化 ・ 再資源化・縮減の促進 ・ 再生資材の利用促進 ● 建設リサイクル法の徹底 分別解体を徹底するため、都道府県、特定行政庁による工事現場のパトロール強化等を行うとともに、建設リサイクル法の施行状況を踏まえつつ必要な措置を実施。 ● 公共工事における環境物品等の調達促進 グリーン購入法に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の公共工事に係る特定調達品目の判断基準を環境省及び経済産業省と共同で作成する。また、同方針に基づき、環境物品等の調達推進・特定調達品目実績調査を行い、その結果を踏まえ、定量的な目標を設定する。 	<p>【指標】 建設副産物実態調査 【平成24年度①アスファルト・コンクリート塊 99.5%※1②コンクリート塊 99.3%※1③建設発生木材 94.4%※2④建設汚泥 85.0%※2⑤建設混合廃棄物 3.9%※3⑥建設発生土ー(※1再資源化率※2再資源化等率※3混廃排出率) ⇒平成30年度①アスファルト・コンクリート塊 99%以上※1②コンクリート塊 99%以上※1③建設発生木材 95%以上※2④建設汚泥 90%以上※2⑤建設混合廃棄物 3.5%以下※3⑥建設発生土 80%以上※4】 (※1再資源化率※2再資源化等率※3混廃排出率※4有効利用率)</p>

項目5-2 中古住宅流通・リフォームの促進

具体的な施策	指標
<ul style="list-style-type: none"> ● 既存住宅流通とリフォームの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物状況調査(インスペクション)、住宅瑕疵保険等を活用した品質確保 ・ 認定制度の普及等を通じた、既存住宅の長期優良化の促進 ・ 宅建業者による消費者への情報提供の充実 ・ 適正な建物評価の市場における普及・定着 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅の市場規模 【平成25年度 4兆円 ⇒ 平成32年度 8兆円 (⇒平成37年度 8兆円)】 ・ リフォームの市場規模 【平成25年度 7兆円 ⇒ 平成32年度 12兆円 (⇒平成37年度 12兆円)】

項目 5-3 下水道資源の有効利用の推進

具体的な施策
<p>下水道資源の有効利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (再掲 1-1) 都市の低炭素化のための下水熱利用の推進 ● (再掲 4-1) 多様な水源の確保 ● (再掲 2-3) 下水道革新的技術実証事業 (B=DASH プロジェクト) による下水道資源の有効利用技術の普及 ● (再掲 2-3) 下水道資源の有効利用による創エネ等の推進 ● (再掲 2-3) 下水道における水素利活用の推進

項目 5-4 リサイクルポート施策の推進

具体的な施策
<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクルポート施策の推進 循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、港湾施設の整備等に対する総合的支援を講じることにより、リサイクル関係企業の集積を図り、循環資源の広域利用を推進する。

項目 5-5 海面処分場の計画的な整備の推進

具体的な施策	指標
<ul style="list-style-type: none"> ● 海面処分場の計画的な整備の推進 港湾の国際競争力を強化するための整備に伴う浚渫土砂や内陸部で最終処分場の確保が困難な廃棄物を確実に受け入れるため、海面処分場を計画的に確保する。 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数 <p>【平成 26 年度 8 年 ⇒ 毎年度 7 年以上】</p>

項目 5-6 環境及び安全に配慮したシップリサイクルの推進

具体的な施策
<ul style="list-style-type: none"> ● シップリサイクル条約の早期発効に向けた取組の推進 船舶のリサイクルにおける環境保全及び労働安全の確保のため、2009 年に IMO (国際海事機関) で採択されたシップリサイクル条約の早期発効に向けて取り組み、環境及び安全に配慮したシップリサイクルを推進する。

柱6 環境保全の行動変容施策等の継続的展開

項目 6-1 モビリティ・マネジメントによる自動車のかしこい利用等低炭素社会を支えるライフスタイル変容の促し

具体的な施策
<p>低炭素社会を支えるライフスタイル変容の促し</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニケーションによる国民の自発的行動変容の促進 小学生等を対象に、事例、教材の提供等を通じた教育普及活動等により、モビリティ・マネジメント施策を推進。 ● 交通エコロジー教育の開催 国民生活に身近な問題である交通と環境の問題を広く国民に情報提供し、環境負担の小さい交通体系を支える国民意識を醸成するための場を国民に提供する。 ● 表彰、セミナー等による行動変容の促進 表彰やセミナー開催、地方運輸局等と連携した広報活動の充実化等により、エコドライブ、E S T、エコ通勤等の取組の普及啓発を図り、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用や公共交通機関等への利用転換を図る。

項目 6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進

具体的な施策	指標
<p>住宅性能表示制度、CASBEE、BELSの活用を通じた環境性能の高い住宅・建築物の選択の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (再掲 1-7) 住宅・建築物のエネルギー性能の表示制度の開発・普及 	
<p>運輸事業者等における環境配慮活動の選択への促し</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進 フェリー、RORO船、コンテナ船、自動車船を一定程度利用するモーダルシフト貢献企業を選定し、当該選定された企業にエコシップマークの使用を認めることにより船を利用したモーダルシフトのPRを行う「エコシップモーダルシフト事業」を実施する。 ● 運輸事業者等における環境配慮活動の選択の促し 環境改善の取組を行っているトラック、バス、タクシー、内航海運、旅客船、港湾運送及び倉庫の各事業者を認証する「グリーン経営認証」制度について、認証取得講習会の開催や制度メリットの積極的広報等を行い、普及拡大を図る。また、交通機関の利用や観光を通じて環境負荷低減に寄与する「交通・観光カーボンオフセット」の普及支援に取組む。 ● 自動車及び内航海運分野における燃料消費量の正確な把握に資する統計の整備・見直し 内航海運における輸送量及び燃料消費量等を把握することを目的とする「内航船舶輸送統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)並びに自動車における燃料消費量を把握することを目的とする「自動車燃料消費量調査」(同一般統計調査)について、交通政策・環境政策のより精緻な評価及び国民への的確な情報提供等に資するため、整備・見直しを図り、精度向上を行う。 ● 産業界の自主的取組(低炭素社会実行計画)の推進 国土交通省関係団体による自主的取組(低炭素社会実行計画)を推進するとともに、その進捗について審議会等において、評価・検証を行う。 	

項目 6-3 気候変動・防災に関する知識の普及啓発による自助・共助の取組推進

具体的な施策	指標
<p>気候変動・防災に関する知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動・防災に関する知識の普及啓発 気象災害や気候変動に関する正確な知識の普及啓発を行うことを目的として、「防災気象講演会」や「気候講演会」、「出前講座」等を実施する。 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に関する知識の普及啓発 ・防災意識の向上と、防災情報の有効な利用の促進

項目 6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

具体的な施策
<p>河川・海・公園等をフィールドとする体験学習、環境教育機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海辺の環境教育の推進 干潟などの良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に、国、自治体、教育機関、NPO 等が連携を図り自然体験・環境教育プログラムを開催する。 ● 河川における環境教育の推進 「川に学ぶ社会」の実現を目指して、子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また地域の子どもの体験活動の充実を図る「子どもの水辺」再発見プロジェクト」や川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを進める。また、学校教育との連携を強化するため、教科書出版社への説明会の開催や学校教育への教材提供を進める。 ● 都市公園等における環境教育の推進 各地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、環境教育プログラムの提供や環境学習ボランティアの育成を推進する。 ● エコツーリズムを活用した体験、教育機会の拡大 地域と連携し、その地域の自然環境等を活用したエコツーリズムを促進することで、体験、教育機会の拡大につなげる。
<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な主体の連携協働の促進 社会資本分野の生物多様性保全活動の促進のため、NPO の活動の好事例、地域における植生の分布等の情報を、パンフレット等の活用により、市民に分かりやすく提示。 ● 企業等による緑化を推進するための評価、認定制度の普及推進 CSR を通じた企業の緑化活動について客観的な評価、認定等により、地域の環境改善への取り組みを誘導、支援。

項目 6-5 政府実行計画に則した国土交通省実施計画による環境対策の推進

<p>政府実行計画等の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 政府実行計画に即した国土交通省実施計画による環境対策の推進 「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき、建築物の建築・管理、財・サービスの購入・使用その他の事務及び事業に関し、率先的な取組を実施する。
--

- **政府実行計画に基づく関係府省の取組に対する技術的支援**

関係府省の施設管理者等に対して、省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制に関する情報提供等の技術的支援を行う。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的环境技術利用・海外展開の一体的推進

具体的な施策
<p>国際的枠組み作りへの主導的参加</p> <ul style="list-style-type: none">● 海運分野における国際的枠組み作りと技術研究開発・新技術の普及促進の一体推進 我が国の海運及び造船事業者が有する世界トップの省エネ・省CO₂技術をベースに国際競争力を一層強化できるよう、民間による省エネ・省CO₂技術の開発、実証及び普及を促進するとともに、国際海事機関（IMO）におけるCO₂排出規制の段階的強化、燃料消費実績報告制度や経済規制の国際的枠組み作りを我が国主導にて推進する。また、船舶からの硫黄酸化物（SO_x）排出規制が早ければ2020年から世界全域において強化される予定であることを踏まえ、SO_xなどの環境汚染物質を含めた総合的な環境負荷の低減に向けた対策を戦略的に推進する。● 航空分野における国際的枠組み作りの主導的参加と先端的环境技術利用・海外展開の一体的推進 航空分野におけるCO₂削減目標達成に向けたICAO（国際民間航空機関）での具体的方策検討の主導と、新しい運航方式などCO₂排出削減に資する航空管制システム等に係る積極的な海外展開を一体的に推進。● 下水再生水利用等における国際標準化の推進 日本が幹事国をつとめる水の再利用に関するISO専門委員会（ISO/TC282）において、再生水技術に関する信頼性向上及び本邦技術の国際競争力向上を目的に、処理技術の性能評価等の国際標準策定を推進する。● 北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）での国際協力 NOWPAPを通じ、大規模油汚染等対策について近隣諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組む。● 東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）への貢献 PEMSEAの枠組みにより、東アジア海域における環境保全と調和した持続可能な開発について、日本国内における過去の取組みで得られた知見や経験等を先進事例として発信する。● 世界水フォーラムを始めとする国際的な議論への参画 世界水フォーラムを始めとする国際会議への参加等により、世界の水問題に対する議論と行動をリードする。
<p>先端的环境技術の利用・海外展開の一体推進</p> <ul style="list-style-type: none">● 住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法（CASBEE）の開発・普及 住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す建築環境総合性能評価システム（CASBEE）の開発・普及を推進。● 地球温暖化に伴う気候変動による水災害適応策についての国際貢献の推進 地球温暖化に伴う気候変動による環境変化への対応として、我が国の優れた知見や経験、技術を、様々な手段を用いて世界へ発信し、世界の水関連災害分野の悪影響軽減に貢献する。

項目 7-2 環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進

具体的な施策
<p>環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none">● 環境共生型都市開発の海外展開支援の推進 我が国の都市分野にかかる法制度・技術等のノウハウを海外へ発信すること等を通じ、相手国の都市問題の解決を図るとともに、日本企業による都市分野における海外展開を推進する。● 下水道分野における国際展開の推進 政府間会議やセミナー等の開催、研修の実施、下水道グローバルセンター（GCUS）を通じた民間企業の海外展開支援を通じ、本邦下水道技術の海外展開を支援し、それらをもって世界の水環境保全に貢献する。

項目 7-3 気象情報による環境貢献の高度化

具体的な施策
<p>地球温暖化適応策に資する監視・予測情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none">● 地球温暖化観測・監視機能の充実・強化 従来の雲の監視による台風・集中豪雨等への対策を目的とした静止“気象”衛星に、地球環境監視機能等、新たな機能を付加した静止“地球環境観測”衛星の運用に向け、平成 20 年度から外部有識者を含めた検討を行い、平成 26 年度に同衛星 8 号を、28 年度に 9 号を打ち上げる。● （再掲 3-1）気候変動適応策策定に資する監視・予測情報の提供● （再掲 2-5）再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供

項目 7-4 地球地図の整備による環境貢献の高度化

<ul style="list-style-type: none">● 地球地図プロジェクトの推進 地球地図国際運営委員会事務局運営を通じて地球環境の現状を正確に表す地球地図の整備・提供のために必要な技術開発と技術移転などの国際協力を推進する。 地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門家委員会（UNCE-GGIM）等の国際的な取組とも連携し、ニーズを踏まえ、より新しく、位置精度の高い地球地図の整備を推進する。
--

項目 7-5 ICT を活用した環境貢献の高度化

<ul style="list-style-type: none">● 公共交通におけるビッグデータの活用 ビッグデータ及び情報通信技術（ICT）の活用と可能性について調査・検討し、利便性の高い新たな公共交通サービスの創出等を図ることにより公共交通の活性化を促進し、温室効果ガスの削減に寄与する。● （再掲）ETC2.0 等を活用した道路を賢く使う取組の推進
--